

図書館における収集方針による資料選別と表現の自由についての考察 — 部落問題をめぐって —

齊藤 恭平

部落問題とは、かつての身分階層に基づく差別により、賤民とされた人々が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、歴史的な人権問題である。

江戸時代の身分制度やそれに続く「解放令」によって、賤民の身分が顕著となり、差別が始まった。しかしながら、部落解放運動や「同和対策事業特別措置法」を始めとする各法律が制定され、対策が進められた。それによって、被差別部落の生活環境、インフラなどが改善され、差別は徐々に解消されていった。その結果、政府及び同和関係団体では、基本的解決を迎えたという見解が発表された。

一方、図書館の資料収集方針を見ると、「人権の配慮に欠ける資料として」、部落問題に関する差別的記述のある図書の規制が現在も行われている可能性が窺える。部落問題を差別的に取り扱った図書は、被差別部落民の平等権及びプライバシー権を侵害するものであるため、かかる図書の規制には一定の合理性が存在する。しかし、図書館については、「図書館の自由に関する宣言」が採択されており、また「表現の自由」及びその一内容としての「知る権利」は、極めて重要な人権であり、図書館は「表現の自由」を実現する重要な社会的役割を果たしている。

そこで、本卒業研究では、特に歴史的な人権問題である部落問題と「表現の自由」についての考察を行うことで、被差別部落民の人格権を守るための資料選定の必要性と憲法で保障される「表現の自由」及び「知る権利」の適正なバランスを図る観点から、被差別部落を扱った図書の取扱いのあり方を検討する。

研究方法としては、文献調査、判例研究、及び聞き取り調査を行った。文献調査では、「表現の自由」及び「知る権利」について、部落問題については歴史的変遷、解決のために図られた施策等を調査した。また、「図書館の自由」が争われた裁判例等を取り上げ、判断基準等を考察した。併せて、神奈川県と神奈川県立図書館に対して、部落問題の現状や課題、部落問題に関する図書のあり方について聞き取り調査を行った。その結果、以下の考察に到達した。

図書館は、部落問題に伴う「心の差別」の解決に向けて積極的に人権啓発を行う機関であるべきであり、そのためにも「表現の自由」を尊重し、資料を全面公開することが必要である。それと共に図書館員は、その地域の特有の部落問題に配慮した取組みや選書を行い、人権問題への理解を進め、積極的に人権啓発に取り組む必要がある。

(指導教員 石井夏生利)